

定期講習の未受講 段階的に処分を強化



懲戒処分基準 一部見直し

建築士事務所に所属する建築士は3年ごとの定期講習受講が建築士法によって義務化されていますが、平成29年7月より懲戒処分の基準の一部が見直され、処分がさらに強化されます。

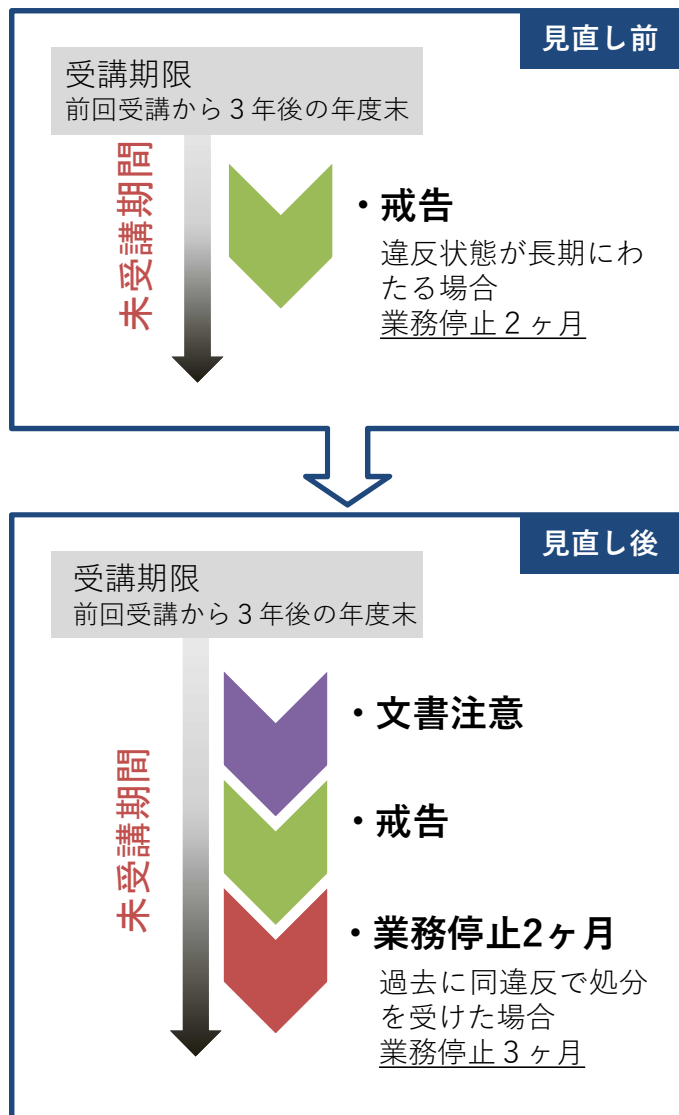
これまでは即座に「戒告」でしたが、今後は「**文書注意（行政処分）**」を行い受講を促した上でそれでも未受講が続いている場合、「**戒告**」→「**業務停止**」と、段階的に処分を設けました。

管理建築士が処分された場合、その事務所も同様の処分となります。

定期講習受講義務とは・・・

建築士事務所に所属するすべての建築士は登録講習機関が行う定期講習を3年以内ごとに受講しなければなりません。

- ▶ 受講期限について県からは通知等はいきませんので、各自で管理の上、期限内に受講してください。



問合せ先

鳥取県生活環境部
くらしの安心局
住まいまちづくり課

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220

電話 0857-26-7391

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=47327>